

岡山県公報		発行 岡山県		目次
				
目次		担当課（室）		
○ 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正 （県例規集登載） 【告示】		畜産課		
○ 地域森林計画の決定 ○ 地域森林計画の変更 【公告】		林政課 〃		
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 【人事委員会】		建築指導課		
○ 職員団体の登録の取消し 【選挙管理委員会】		人事委員会		
○ 政治団体の名称等の公表 ○ 政治団体の代表者等の異動 ○ 政治団体の解散		選挙管理委員会 〃 〃		
				目次
				担当課（室）

◎岡山県告示第二十二号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十七年年度分の補助金から適用する。

平成二十八年一月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表農林水産部の部高病原性鳥インフルエンザ養鶏農家支援緊急対策事業補助金の項を次のように改める。

高病原性鳥インフルエンザ養鶏農家支援緊急対策事業補助金	高病原性鳥インフルエンザの発生により経営に著しい影響を受けた養鶏農家の経営の再開及び安定	高病原性鳥インフルエンザの病原性鳥インフルエンザにより汚染し、又は汚染したおそれのある物品の所有者で、当該物品を焼却し、又は埋却したものは、焼却又は埋却に要した費用の二分の一以内
の	り汚染し、又は汚染したおそれのある物品の所有者で、当該物品を焼却し、又は埋却したものは、焼却又は埋却に要した費用の二分の一以内	

家畜伝染病予防法	移動等の禁止又は制限に起因する家畜及び家畜の卵に係る売上の減少額又は飼料費その他の保管、輸送若しくは処分にかかる費用の増加額の	売上の減少額又は費用の増加額の十分の十以内
（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十二	補填	
条第一項及び家畜伝染病予防法施行細則		
（昭和三十一年岡山県規則第四十号）第十條の規定により家畜等の移動等が禁止され、		

の	めるも	当と認	事が適	の他知	た者そ	限され 又は制

◎岡山県告示第二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、平成二十八年四月一日以降十年間における高梁川下流森林計画区に係る地域森林計画を定めたので、当該計画書を岡山県農林水産部林政課並びに関係市役所及び町役場において縦覧に供する。

平成二十八年一月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

◎岡山県告示第二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、旭川森林計画区及び吉井川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、当該計画書を岡山県農林水産部林政課並びに係る市役所及び町村役場において縦覧に供する。

平成二十八年一月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

〔二〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年一月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市黒尾字壺町八〇一、八五―四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県神戸市西区井吹台東町二丁目一 二―一〇〇八号

富岡 敦男

三 許可番号

岡山県指令建指第二七六号

◎岡山県人事委員会公示第一号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十三条第六項の規定により、
次の職員団体の登録を取り消した。

平成二十八年一月十九日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

職員団体の名称 取消しの日

矢掛町職員組合 平成二十八年一月十二日

◎岡山県選管告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十八年一月十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

一 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

一以上の市町村等

の区域を単位とし

て設けられる支部

届出年月日

岡山維新の会

片 山 虎之助

赤 澤 幹 温

岡山市北区富田町二一五一一サンジェル

○

平成二七・一二・一四

マン富田町二〇一

自由民主党岡山県浅口市・浅口郡第一支部

渡 辺 知 典

中 務 光 海

浅口市金光町大谷二四八五〇八

○

一二・二三

自由民主党岡山県岡山市第二十二支部

柳 井 弘

坪 井 ゆう子

岡山市北区西古松二三七一一二六

○

一二・二八

自由民主党岡山県津山市・苫田郡・勝田郡

山 本 雅 彦

竹 内 久 夫

津山市南新座三四

○

一二・四

第三支部

自由民主党真庭支部

河 野 慶 治

岡 本 康 治

真庭市久世二六三八一〇一

○

一二・二三

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

1 法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

公職の種類
（第一号）

公職の候補者の氏名及び公職
の種類（第二号）

届出年月日

小野田きみ後援会

橋 本 岳

矢 吹 彰 康

岡山市北区丸の内一七一二サク

衆議院議員

小野田 紀 美、参議院議員

平成二七・一二・二

シード丸の内四F

2 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

公職の種類（第一号）

届出年月日

幸福実現党岡山県 参議院選挙区支部	田部雄治	岡山市北区野田二―三―八―九〇三	参議院議員	平成二七・一二・七
3 国会議員関係政治団体以外の政治団体				
政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
たなべ雄治後援会	山下光治	山下光治	岡山市北区野田二―三―八―九〇三	平成二七・一二・七

◎岡山県選管告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十八年一月十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長岡本研吾

一 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項

新

旧

異動年月日

維新の党岡山県総支部 高井崇志 主たる事務所の所在地

岡山市北区野田二一七一ニブチブル

岡山市北区富田町二一五一一サンジェル 平成二七・一二・二一

〃

〃

代表者の氏名

野田一〇一

マン富田町二〇一

〃

〃

〃

代表者の氏名

高井崇志

片山虎之助

〃

〃

〃

会計責任者の氏名

井上信也

赤澤幹温

〃

自由民主党岡山県バス 小嶋光信 主たる事務所の所在地

岡山市北区富吉五三〇一八

岡山市中区藤原二五岡山県自動車会館内

〃 五・七

支部

〃

〃

会計責任者の氏名

羽原富夫

黒川正博

〃 九・一

日本のこころを大切に

千田昌寛

政治団体の名称

日本のこころを大切に作る党岡山県議

次世代の党岡山県議会第一支部

〃 一二・二一

する党岡山県議会第一

支部

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項

新

旧

異動年月日

維新の党・新風岡山県

田尻雅昭

代表者の氏名

田尻雅昭

武山和代

平成二七・一二・一六

本部

〃

〃

会計責任者の氏名

田尻雅昭

武山和代

〃

谷本有造後援会

石黒誠

〃

野添ゆかり

森本繁美

〃 一二・一五

萩原誠司後援会

池田篤

〃

平尾孝之

小山聡

〃 一二・一〇

◎岡山県選管告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十八年一月十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長岡本研吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

維新政党・新風岡山県本部

井本ふみひろ後援会

敬友会

高橋ぜんこう後援会

ほっとけん岡山

ますなが市郎を支援する会

代表者の氏名

田尻雅昭

右遠久

古松研三

原太久茂

林和弘

片山幸昌

解散年月日

平成二七・一二・一六

〃一二・二〇

〃一二・七

〃一二・一〇

〃一二・一四

〃〃